

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律案新旧対照表

母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第十条）</p> <p>第二章 基本方針等（第十一条・第十二条）</p> <p>第三章 母子家庭等に対する福祉の措置（第十三条・第三十一条）</p> <p>第四章 寡婦に対する福祉の措置（第三十二条・第三十五条）</p> <p>第五章 福祉資金貸付金に関する特別会計等（第三十六条・第三十七條）</p> <p>第六章 母子福祉施設（第三十八条・第四十一条）</p> <p>第七章 費用（第四十二条・第四十五条）</p> <p>第八章 雑則（第四十六条・第四十七条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第九条）</p> <p>第二章 母子家庭に対する福祉の措置（第十条・第十九条）</p> <p>第二章の二 寡婦に対する福祉の措置（第十九条の二・第十九条の四）</p> <p>第二章の三 福祉資金貸付金に関する特別会計等（第十九条の五・第十九条の六）</p> <p>第三章 母子福祉施設（第二十条・第二十二条）</p> <p>第四章 雑則（第二十三条・第二十四条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、母子家庭及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。</p>

（傍線の部分は改正部分）

<p>(基本理念)</p> <p>第二条 すべて母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母等の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。</p> <p>2 寡婦には、母子家庭等の母等に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとする。</p> <p>(国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第三条 国及び地方公共団体は、母子家庭等及び寡婦の福祉を増進する責務を有する。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、母子家庭等又は寡婦の福祉に係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前条に規定する理念が具現されるように配慮しなければならない。</p> <p>(自立への努力)</p> <p>第四条 母子家庭の母及び寡婦は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めなければならない。</p> <p>(扶養義務の履行)</p> <p>第五条 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童の養育に必要な費用の負担その他当該児童についての扶養義務を履行するよう努めなければならない。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第二条 すべて母子家庭には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともにすこやかに育成されるために必要な諸条件と、その母の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。</p> <p>2 寡婦には、母子家庭の母に準じて健康で文化的な生活が保障されるものとする。</p> <p>(国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第三条 国及び地方公共団体は、母子家庭及び寡婦の福祉を増進する責務を有する。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、母子家庭又は寡婦の福祉に係のある施策を講ずるに当たっては、その施策を通じて、前条に規定する理念が具現されるように配慮しなければならない。</p> <p>(自立への努力)</p> <p>第四条 母子家庭の母及び寡婦は、自らすすんでその自立を図り、家庭生活の安定と向上に努めなければならない。</p>
--	---

<p>2 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するように努めなければならない。</p> <p>3 国及び地方公共団体は、母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	
<p>(定義)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>4 この法律において「母子家庭等」とは、母子家庭及び父子家庭をいう。</p> <p>5 この法律において「母等」とは、母子家庭の母及び父子家庭の父をいう。</p>	<p>4 (略)</p>
<p>6 (略)</p> <p>(都道府県児童福祉審議会等の権限)</p> <p>第七条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第八条第三項に規定する都道府県児童福祉審議会(同条第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会。以下この条において同じ。)及び同条第三項に規定する市町村児童福祉審議会は、母子家庭の福祉に関する事項につき、調査審議するほか、同項に規定す</p>	<p>(都道府県児童福祉審議会等の権限)</p> <p>第六条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第八条第三項に規定する都道府県児童福祉審議会(同条第一項ただし書に規定する都道府県にあつては、地方社会福祉審議会。以下この条において同じ。)及び同条第三項に規定する市町村児童福祉審議会は、母子家庭の福祉に関する事項につき、調査審議するほか、同項に規定す</p>

る都道府県児童福祉審議会は都道府県知事の、同項に規定する市町村児童福祉審議会は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の諮問にそれぞれ答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。

（母子自立支援員）

第八条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、社会的信望があり、かつ、次項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持つている者のうちから、母子自立支援員を委嘱するものとする。

2 母子自立支援員は、この法律の施行に関し、主として次の業務を行うものとする。

一 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うこと。

二 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うこと。

3 母子自立支援員は、非常勤とする。ただし、前項に規定する職務につき政令で定める相当の知識経験を有する者については、常勤とすることができる。

る都道府県児童福祉審議会は都道府県知事の、同項に規定する市町村児童福祉審議会は市町村長の諮問にそれぞれ答え、又は関係行政機関に意見を具申することができる。

（母子相談員）

第七条 都道府県知事は、社会的信望があり、かつ、次項に規定する職務を行うに必要な熱意と識見を持つている者のうちから、母子相談員を委嘱するものとする。

2 母子相談員は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行う等母子家庭及び寡婦の福祉の増進に努めるものとする。

3 母子相談員は、非常勤とする。ただし、前項に規定する職務につき政令で定める相当の知識経験を有する者については、常勤とすることができる。

(福祉事務所)

第九条 福祉事務所は、この法律の施行に関し、主として次の業務を行うものとする。

- 一・二(略)

(児童委員の協力)

第十条 児童福祉法に定める児童委員は、この法律の施行について、福祉事務所の長又は母子自立支援員の行う職務に協力するものとする。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第十一条 厚生労働大臣は、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 母子家庭及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 二 母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

- 三 都道府県、市(特別区を含む。)(及び福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。))が、次条第一項の規定に基づ

(福祉事務所)

第八条 福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)(は、この法律の施行に関し、主として次の業務を行うものとする。

- 一・二(略)

(児童委員の協力)

第九条 児童福祉法に定める児童委員は、この法律の施行について、福祉事務所の長又は母子相談員の行なう職務に協力するものとする。

第二章 母子家庭に対する福祉の措置

き策定する母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画（以下「母子家庭及び寡婦自立促進計画」という。）の指針となるべき基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（母子家庭及び寡婦自立促進計画）

第十二条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、母子福祉団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

一 当該都道府県等の区域における母子家庭及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

二 当該都道府県等の区域において母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

三 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

第三章 母子家庭等に対する福祉の措置

(母子福祉資金の貸付け)

第十三条 都道府県は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童に対し、配偶者のない女子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

一～四 (略)

2 都道府県は、前項に規定する資金のうち、その貸付けの目的を達成するために一定の期間継続して貸し付ける必要がある資金で政令で定めるものについては、その貸付け期間中に当該児童が二十歳に達した後も、政令で定めるところにより、なお継続してその貸付けを行つことができる。

3 都道府県は、第一項に規定する資金のうち、その貸付けの目的が児童の修学、知識技能の習得等に係る資金であつて政令で定めるものを配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに貸し付けている場合において、その修学、知識技能の習得等の中途において当該配偶者のない女子が死亡したときは、政令で定めるところにより、当該児童(二十歳以上である者を含む。)がその修学、知識技能

(母子福祉資金の貸付け)

第十条 都道府県は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

一～四 (略)

2 都道府県は、前項に規定する資金のうち、その貸付けの目的を達成するために一定の期間継続して貸し付ける必要がある資金で政令で定めるものについては、その貸付け期間中に当該児童が二十歳に達した後も、政令で定めるところにより、なお継続してその貸付けを行なつことができる。

3 都道府県は、第一項に規定する資金のうち、その貸付けの目的が児童の修学、知識技能の習得等に係る資金であつて政令で定めるものを貸し付けている場合において、その修学、知識技能の習得等の中途において当該資金の貸付けを受けている配偶者のない女子が死亡したときは、政令で定めるところにより、当該児童(二十歳以上である者を含む。)がその修学、知識技能の習得等を終了するまで

の習得等を終了するまでの間、当該児童に対して、当該資金の貸付けを行うことができる。

(母子福祉団体に対する貸付け)

第十四条 都道府県は、政令で定める事業を行う母子福祉団体であつてその事業に使用される者が主として配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものであるもの又はその者の自立の促進を図るための事業として政令で定めるものを行う母子福祉団体に対し、これらの事業につき、前条第一項第一号に掲げる資金を貸し付けることができる。

(償還の免除)

第十五条 都道府県は、第十三条の規定による貸付金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため、当該貸付金を償還することができなくなつたと認められるときは、議会の議決を経て、当該貸付金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

2 都道府県は、第十三条第一項第四号に掲げる資金のうち政令で定めるものの貸付けを受けた者が、所得の状況その他政令で定める事由により当該貸付金を償還することができなくなつたと認められるときは、条例で定めるところにより、当該貸付金の償還未済額の一部の償還を免除することができる。

の間、当該児童に対して、当該資金の貸付けを行なうことができる。

(母子福祉団体に対する貸付け)

第十一条 都道府県は、政令で定める事業を行なう母子福祉団体であつて、その事業に使用される者が主として配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものであるものに対し、当該事業につき、前条第一項第一号に掲げる資金を貸し付けることができる。

(償還の免除)

第十二条 都道府県は、第十条の規定による貸付金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため、当該貸付金を償還することができなくなつたと認められるときは、議会の議決を経て、当該貸付金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(政令への委任)

第十六条 前三条に定めるもののほか、第十三条及び第十四条の規定による貸付金(以下「母子福祉資金貸付金」という。)の貸付金額の限度、貸付方法、償還その他母子福祉資金貸付金の貸付けに關して必要な事項は、政令で定める。

(居宅等における日常生活支援)

第十七条 都道府県又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は配偶者と死別した男子で現に婚姻をしていないもの及びこれに準ずる者として政令で定めるものであつて民法第八百七十七条の規定により現に児童を扶養しているもの(以下「配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの」と総称する。)がそれらの者の疾病その他の理由により日常生活等に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、それらの者につき、それらの者の居宅その他厚生労働省令で定める場所において、乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に關する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。

(措置の解除に係る説明等)

(政令への委任)

第十三条 前三条に定めるもののほか、第十条及び第十一条の規定による貸付金(以下「母子福祉資金貸付金」という。)の貸付金額の限度、貸付方法、償還その他母子福祉資金貸付金の貸付けに關して必要な事項は、政令で定める。

(居宅における介護等)

第十四条 都道府県又は市町村は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものがその者の疾病その他の理由により日常生活等に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅における乳幼児の保育若しくは食事の世話若しくは専門的知識をもつて行う生活及び生業に關する助言、指導その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。

(措置の解除に係る説明等)

第十八条 (略)	(行政手続法の適用除外)	第十四条の二 (略)	(行政手続法の適用除外)
第十九条 第十七条の措置を解除する処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。	(事業の開始)	第十四条の三 第十四条の措置を解除する処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。	(事業の開始)
第二十条 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、母子家庭等日常生活支援事業(第十七条の措置に係る者につき同条の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。以下同じ。)を行うことができる。	(廃止又は休止)	第十五条 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、母子家庭居宅介護等事業(第十四条の措置に係る者につき同条の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。以下同じ。)を行うことができる。	(廃止又は休止)
第二十一条 母子家庭等日常生活支援事業を行う者は、その事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。	(報告の徴収等)	第十五条の二 母子家庭居宅介護等事業を行う者は、その事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。	(報告の徴収等)
第二十二条 都道府県知事は、母子家庭等の福祉のために必要があると認めるときは、母子家庭等日常生活支援事業を行う者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質		第十五条の三 都道府県知事は、母子家庭の福祉のために必要があると認めるときは、母子家庭居宅介護等事業を行う者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問さ	

<p>問させ、若しくはその事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(事業の停止等)</p> <p>第二十三条 都道府県知事は、母子家庭等日常生活支援事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは第十七条の措置に係る配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの等の処遇につき不当な行為をしたときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。</p>	<p>せ、若しくはその事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(事業の停止等)</p> <p>第十五条の四 都道府県知事は、母子家庭居宅介護等事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは第十四条の措置に係る配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの等の処遇につき不当な行為をしたときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。</p>
<p>(受託業務)</p> <p>第二十四条 母子家庭等日常生活支援事業を行う者は、第十七条の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p>	<p>(受託業務)</p> <p>第十五条の五 母子家庭居宅介護等事業を行う者は、第十四条の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。</p>		
<p>(売店等の設置の許可)</p> <p>第二十五条 国又は地方公共団体の設置した事務所その他の公共的施設の管理者は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は母子福祉団体からの申請があつたときは、その公共的施設内において、新聞、雑誌、たばこ、事務用品、食料品その他の物品を販売し、又は理容業、美容業等の業務を行うために、売店又は理容所、</p>	<p>(売店等の設置の許可)</p> <p>第十六条 国又は地方公共団体の設置した事務所その他の公共的施設の管理者は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は母子福祉団体からの申請があつたときは、その公共的施設内において、新聞、雑誌、たばこ、事務用品、食料品その他の物品を販売し、又は理容業、美容業等の業務を行なうために、売店又は理容所、</p>		

<p>美容所等の施設を設置することを許すように努めなければならない。</p> <p>2 前項の規定により売店その他の施設を設置することを許された者は、病気その他正当な理由がある場合のほかは、自らその業務に従事し、又は当該母子福祉団体が使用する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものをその業務に従事させなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項に規定する売店その他の施設の設置及びその運営を円滑にするため、当該都道府県の区域内の公共的施設の管理者と協議を行い、かつ、公共的施設内における売店等の設置の可能な場所、販売物品の種類等を調査し、その結果を配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び母子福祉団体に知らせる措置を講じなければならない。</p> <p>(製造たばこの小売販売業の許可)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>(公営住宅の供給に関する特別の配慮)</p> <p>第二十七条 地方公共団体は、公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)による公営住宅の供給を行なう場合には、母子家庭の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。</p> <p>(保育所への入所に関する特別の配慮)</p>	<p>美容所等の施設を設置することを許すように努めなければならない。</p> <p>2 前項の規定により売店その他の施設を設置することを許された者は、病気その他正当な理由がある場合のほかは、みずからその業務に従事し、又は当該母子福祉団体が使用する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものをその業務に従事させなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、第一項に規定する売店その他の施設の設置及びその運営を円滑にするため、当該都道府県の区域内の公共的施設の管理者と協議を行ない、かつ、公共的施設内における売店等の設置の可能な場所、販売物品の種類等を調査し、その結果を配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び母子福祉団体に知らせる措置を講じなければならない。</p> <p>(製造たばこの小売販売業の許可)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>(公営住宅の供給に関する特別の配慮)</p> <p>第十八条 地方公共団体は、公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)による公営住宅の供給を行なう場合には、母子家庭の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。</p>
--	---

第二十八条 市町村は、児童福祉法第二十四条第三項の規定により保育所に入所する児童を選考する場合には、母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。

(雇用の促進)

第二十九条 国及び地方公共団体は、就職を希望する母子家庭の母及び児童の雇用の促進を図るため、事業主その他国民一般の理解を高めるとともに、職業訓練の実施、就職のあつせん、公共的施設における雇入れの促進等必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 公共職業安定所は、母子家庭の母の雇用の促進を図るため、求人に関する情報の収集及び提供、母子家庭の母を雇用する事業主に対する援助その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

3 母子自立支援員その他母子家庭の福祉に関する機関並びに児童福祉法第四十四条の二に規定する児童家庭支援センター、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設及び母子福祉団体並びに公共職業安定所は、就職を希望する母子家庭の母及び児童の雇用の促進を図るため、相互に協力しなければならない。

第三十条 国は、前条第二項の規定に基づき公共職業安定所が講ずる措置のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 母子家庭の母及び児童の雇用の促進に関する調査及び研究を行うこと。

二 母子家庭の母及び児童の雇用の促進に関する業務に従事する者

(雇用の促進)

第十九条 国及び地方公共団体は、就職を希望する母子家庭の母及び児童の雇用の促進を図るため、職業訓練の実施、就職のあつせん等必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 母子相談員その他母子家庭の福祉に関する機関並びに児童福祉法第四十四条の二に規定する児童家庭支援センター、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設及び母子福祉団体並びに公共職業安定所は、就職を希望する母子家庭の母及び児童の雇用の促進を図るため、相互に協力しなければならない。

その他の関係者に対する研修を行うこと。

三 都道府県が行う次項に規定する業務（以下「母子家庭就業支援事業」という。）について、都道府県に対し、情報の提供その他の援助を行うこと。

2 都道府県は、就職を希望する母子家庭の母及び児童の雇用の促進を図るため、母子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務を総合的かつ一体的に行うことができる。

一 母子家庭の母及び児童に対し、就職に関する相談に応じること。

二 母子家庭の母及び児童に対し、職業能力の向上のために必要な措置を講ずること。

三 母子家庭の母及び児童並びに事業主に対し、雇用情報の提供その他母子家庭の母及び児童の就職に関し必要な支援を行うこと。

（母子家庭自立支援給付金）

第三十一条 都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るため、政令で定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主に対し、次に掲げる給付金（以下「母子家庭自立支援給付金」という。）を支給することができる。

一 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの求職活動の促進とその職業生活の安定とを図るための給付金

二 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの知識及び技

能の習得を容易にするための給付金

三 前二号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるものの

第四章 寡婦に対する福祉の措置

(寡婦福祉資金の貸付け)

第三十二条 第十三条第一項及び第三項の規定は、寡婦(配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが同時に民法第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合において、その二十歳以上である子その他これに準ずる者の福祉を増進するための資金の貸付けに関しては、当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものを含む。この項及び附則第七条第二項において同じ。)について準用する。この場合において、

第十三条第一項中「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」と及び「配偶者のない女子」とあるのは「寡婦」と、「扶養している児童」とあるのは「民法第八百七十七条の規定により扶養している二十歳以上である子その他これに準ずる者」と、同条第三項中「児童の」とあるのは「二十歳以上である子その他これに準ずる者の」と、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあり、及び「配偶者のない女子」とあるのは「寡婦」と、「児童(二十歳以上である者を含む。)(「とあるのは」「二十歳以上である子その他これに準ずる者」と読み替えるものとする。

第二章の二 寡婦に対する福祉の措置

(寡婦福祉資金の貸付け)

第十九条の二 第十条第一項及び第三項の規定は、寡婦(配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが同時に民法第八百七十七条の規定により二十歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合において、その二十歳以上である子その他これに準ずる者の福祉を増進するための資金の貸付けに関しては、当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものを含む。この項及び附則第七条第二項において同じ。)について準用する。この場合において、

第十条第一項中「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」と及び「配偶者のない女子」とあるのは「寡婦」と、「扶養している児童」とあるのは「民法第八百七十七条の規定により扶養している二十歳以上である子その他これに準ずる者」と、同条第三項中「児童」と及び「児童(二十歳以上である者を含む。)(「とあるのは」「二十歳以上である子その他これに準ずる者」と、「配偶者のない女子」とあるのは「寡婦」と読み替えるものとする。

2 民法第八百七十七条の規定により現に扶養する子その他これに準ずる者のない寡婦については、当該寡婦の収入が政令で定める基準を超えるときは、前項において準用する第十三条第一項の規定による貸付金の貸付けは、行わない。ただし、政令で定める特別の事情がある者については、この限りでない。

3 第十四条の規定は、同条に規定する政令で定める事業を行う母子福祉団体であつてその事業に使用される者が主として配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦であるもの並びに寡婦の自立の促進を図るための事業として政令で定めるものを行う母子福祉団体について準用する。この場合において、同条中「前条第一項第一号に掲げる資金」とあるのは、「第三十二条第一項において準用する第十三条第一項第一号に掲げる資金」と読み替えるものとする。

4 第十五条第一項の規定は、第一項において準用する第十三条第一項及び第三項の規定による貸付金の貸付けを受けた者について準用する。この場合において、第十五条第一項中「第十三条」とあるのは、「第三十二条第一項において準用する第十三条第一項及び第三項」と読み替えるものとする。

5 第十六条の規定は、第一項において準用する第十三条第一項及び第三項並びに第三項において準用する第十四条に規定する貸付金(以下「寡婦福祉資金貸付金」という。)について準用する。この場合において、第十六条中「前三条」とあるのは「第三十二条において準用する第十三条第一項及び第三項、第十四条並びに第十五条第

2 民法第八百七十七条の規定により現に扶養する子その他これに準ずる者のない寡婦については、当該寡婦の収入が政令で定める基準を超えるときは、前項において準用する第十条第一項の規定による貸付金の貸付けは、行わない。ただし、政令で定める特別の事情がある者については、この限りでない。

3 第十一条の規定は、同条に規定する政令で定める事業を行う母子福祉団体であつて、その事業に使用される者が主として配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦であるものについて準用する。この場合において、同条中「前条第一項第一号に掲げる資金」とあるのは、「第十九条の二第一項において準用する第十条第一項第一号に掲げる資金」と読み替えるものとする。

4 第十二条の規定は、第一項において準用する第十条第一項及び第三項の規定による貸付金の貸付けを受けた者について準用する。この場合において、第十二条中「第十条」とあるのは、「第十九条の二第一項において準用する第十条第一項及び第三項」と読み替えるものとする。

5 第十三条の規定は、第一項において準用する第十条第一項及び第三項並びに第三項において準用する第十一条に規定する貸付金(以下「寡婦福祉資金貸付金」という。)について準用する。この場合において、第十三条中「前三条」とあるのは「第十九条の二において準用する第十条第一項及び第三項、第十一条並びに第十二条」と

「項」と、「第十三条及び第十四条の規定による貸付金(以下「母子福祉資金貸付金」という。)(「とあるのは「寡婦福祉資金貸付金」と、「母子福祉資金貸付金」とあるのは「寡婦福祉資金貸付金」と読み替えるものとする。」

6 (略)

(寡婦日常生活支援事業)

第三十三条 都道府県又は市町村は、寡婦がその者の疾病その他の理由により日常生活等に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅その他厚生労働省令で定める場所において、食事の世話若しくは専門知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活等を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。

2 第十八条及び第十九条の規定は、前項の措置について準用する。

3 母子家庭等日常生活支援事業を行う者は、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、寡婦日常生活支援事業(第一項の措置に係る寡婦につき同項の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。以下同じ。)を行うことができる。

4 第二十一条から第二十四条までの規定は、寡婦日常生活支援事業を行う者について準用する。この場合において、第二十一条第一項

、「第十条及び第十一条の規定による貸付金(以下「母子福祉資金貸付金」という。)(「とあるのは「寡婦福祉資金貸付金」と、「母子福祉資金貸付金」とあるのは「寡婦福祉資金貸付金」と読み替えるものとする。」

6 (略)

(寡婦居宅介護等事業)

第十九条の三 都道府県又は市町村は、寡婦がその者の疾病その他の理由により日常生活等に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅における食事の世話若しくは専門知識をもつて行う生活及び生業に関する助言、指導その他の日常生活等を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。

2 第十四条の二及び第十四条の三の規定は、前項の措置について準用する。

3 母子家庭居宅介護等事業を行う者は、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、寡婦居宅介護等事業(第一項の措置に係る寡婦につき同項の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業をいう。以下同じ。)を行うことができる。

4 第十五条の二から第十五条の五までの規定は、寡婦居宅介護等事業を行う者について準用する。この場合において、第十五条の三第

中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十三條第四項において準用する第二十二條第一項」と、第二十三條中「第十七條」とあるのは「第三十三條第一項」と、「配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「寡婦」と、第二十四條中「第十七條」とあるのは「第三十三條第一項」と読み替えるものとする。

(売店等の設置の許可等)

第三十四條 第二十五條、第二十六條及び第二十九條の規定は、寡婦について準用する。この場合において、第二十五條第一項中「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は母子福祉団体」とあるのは「寡婦」と、同条第三項中「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び母子福祉団体」とあるのは「寡婦」と、第二十六條中「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「寡婦」と読み替えるものとする。

2 第二十五條第一項の規定により売店その他の施設を設置することを許された母子福祉団体は、同条第二項の規定にかかわらず、当該母子福祉団体が使用する寡婦をその業務に従事させることができる。

(寡婦就業支援事業等)

第三十五條 国は、前条において準用する第二十九條第一項の規定に基づき公共職業安定所が講ずる措置のほか、次に掲げる業務を行う

二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十九條の三第四項において準用する第十五條の三第一項」と、第十五條の四中「第十四條」とあるのは「第三十九條の三第一項」と、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「寡婦」と、第十五條の五中「第十四條」とあるのは「第三十九條の三第一項」と読み替えるものとする。

(売店等の設置の許可等)

第十九條の四 第十六條、第十七條及び第十九條の規定は、寡婦について準用する。この場合において、第十六條第一項中「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は母子福祉団体」とあるのは「寡婦」と、同条第三項中「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び母子福祉団体」とあるのは「寡婦」と、第十七條中「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「寡婦」と読み替えるものとする。

2 第十六條第一項の規定により売店その他の施設を設置することを許された母子福祉団体は、同条第二項の規定にかかわらず、当該母子福祉団体が使用する寡婦をその業務に従事させることができる。

ものとする。

一 寡婦の雇用の促進に関する調査及び研究を行うこと。

二 寡婦の雇用の促進に関する業務に従事する者その他の関係者に対する研修を行うこと。

三 都道府県が行う次項に規定する業務（以下「寡婦就業支援事業」という。）について、都道府県に対し、情報の提供その他の援助を行うこと。

2 都道府県は、就職を希望する寡婦の雇用の促進を図るため、母子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次に掲げる業務を総合的かつ一体的に行うことができる。

一 寡婦に対し、就職に関する相談に応じること。

二 寡婦に対し、職業能力の向上のために必要な措置を講ずること。

三 寡婦及び事業主に対し、雇用情報の提供その他寡婦の就職に關し必要な支援を行うこと。

第五章 福祉資金貸付金に関する特別会計等

（特別会計）

第三十六条（略）

（国の貸付け等）

第三十七条（略）

第二章の三 福祉資金貸付金に関する特別会計等

（特別会計）

第十九条の五（略）

（国の貸付け等）

第十九条の六（略）

第六章 母子福祉施設

(母子福祉施設)

第三十八条 (略)

(施設の種類)

第三十九条 (略)

2 母子福祉センターは、無料又は低額な料金で、母子家庭に対して、各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行う等母子家庭の福祉のための便宜を総合的に供与する目的とする施設とする。

3 (略)

(施設の設置)

第四十条 (略)

(寡婦の施設の利用)

第四十一条 (略)

第七章 費用

(市町村の支弁)

第三章 母子福祉施設

(母子福祉施設)

第二十条 (略)

(施設の種類)

第二十一条 (略)

2 母子福祉センターは、無料又は低額な料金で、母子家庭に対して、各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行なう等母子家庭の福祉のための便宜を総合的に供与する目的とする施設とする。

3 (略)

(施設の設置)

第二十二条 (略)

(寡婦の施設の利用)

第二十三条の二 (略)

第四十二条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

- 一 第十七条の規定により市町村が行う母子家庭等日常生活支援事業の実施に要する費用
- 二 第三十一条の規定により市町村が行う母子家庭自立支援給付金の支給に要する費用
- 三 第三十二条第一項の規定により市町村が行う寡婦日常生活支援事業の実施に要する費用

(都道府県の支弁)

第四十三条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

- 一 第十七条の規定により都道府県が行う母子家庭等日常生活支援事業の実施に要する費用
- 二 第三十条第二項の規定により都道府県が行う母子家庭就業支援事業の実施に要する費用
- 三 第三十一条の規定により都道府県が行う母子家庭自立支援給付金の支給に要する費用
- 四 第三十二条第一項の規定により都道府県が行う寡婦日常生活支援事業の実施に要する費用
- 五 第三十五条第二項の規定により都道府県が行う寡婦就業支援事業の実施に要する費用

(都道府県の補助)

第四十四条 都道府県は、政令で定めるところにより、第四十二条の

規定により市町村が支弁した費用のうち、同条第一号及び第三号の費用については、その四分の一以内を補助することができる。

(国の補助)

第四十五条 国は、政令で定めるところにより、第四十二条の規定により市町村が支弁した費用のうち、同条第一号及び第三号の費用についてはその二分の一以内を、同条第二号の費用についてはその四分の三以内を補助することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、第四十三条の規定により都道府県が支弁した費用のうち、同条第一号、第二号、第四号及び第五号の費用についてはその二分の一以内を、同条第三号の費用についてはその四分の三以内を補助することができる。

第八章 雑則

(大都市等の特例)

第四十六条 (略)

(実施命令)

第四十七条 (略)

附則

第四章 雑則

(大都市等の特例)

第二十三条 (略)

(実施命令)

第二十四条 (略)

附則

(経過規定)

第三条 都道府県は、当分の間、旧法第二条第二項に規定する父母のない児童に対して、第十三条の規定の例により、同条に規定する資金で児童の福祉の増進のために必要なものを貸し付けることができる。

2 前項の規定により貸し付ける資金は、第十三条の規定により貸し付ける資金とみなす。

第四条 この法律（附則第一条ただし書に係る部分を除く。次条において同じ。）の施行前に旧法第三条又は第三条の二の規定により貸し付けられた資金は、第十三条又は第十四条の規定により貸し付けられた資金とみなす。

第六条 都道府県は、当分の間、四十歳以上の配偶者のない女子であつて民法第八百七十七条の規定により現に児童を扶養していないもの（寡婦を除く。）に対して、第三十二条の規定の例により、同条第一項において準用する第十三条第一項各号に掲げる資金を貸し付けることができる。

2 前項の規定により貸し付ける資金は、第三十二条第一項において準用する第十三条第一項及び第三項の規定により貸し付ける資金とみなす。

第七条 昭和五十七年四月一日前に、各道府県（指定都市を含む。以

(経過規定)

第三条 都道府県は、当分の間、旧法第二条第二項に規定する父母のない児童に対して、第十条の規定の例により、同条に規定する資金で児童の福祉の増進のために必要なものを貸し付けることができる。

2 前項の規定により貸し付ける資金は、第十条の規定により貸し付ける資金とみなす。

第四条 この法律（附則第一条ただし書に係る部分を除く。次条において同じ。）の施行前に旧法第三条又は第三条の二の規定により貸し付けられた資金は、第十条又は第十一条の規定により貸し付けられた資金とみなす。

第六条 都道府県は、当分の間、四十歳以上の配偶者のない女子であつて民法第八百七十七条の規定により現に児童を扶養していないもの（寡婦を除く。）に対して、第十九条の二の規定の例により、同条第一項において準用する第十条第一項各号に掲げる資金を貸し付けることができる。

2 前項の規定により貸し付ける資金は、第十九条の二第一項において準用する第十条第一項及び第三項の規定により貸し付ける資金とみなす。

第七条 昭和五十七年四月一日前に、各道府県（指定都市を含む。以

下同じ。)において、四十歳以上の配偶者のない女子であつて民法第八百七十七条の規定により現に児童を扶養していないもの及び母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第

号)第一条の規定による改正前の第十九条の二第三項に定める母子福祉団体に貸付金の貸付けを行うために設けられた特別会計に係る権利及び義務は、母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律(平成五年法律第四十八号)による改正前の同条第五項において準用する同法による改正前の第十三条第一項の規定により各道府県が設ける特別会計がそれぞれ承継するものとする。

2 昭和五十七年四月一日前に前項の特別会計の歳出として貸し付けられた資金のうち、寡婦に貸し付けられた資金は第三十二条第一項において準用する第十三条第一項及び第三項の規定により貸し付けられた資金と、母子福祉団体に貸し付けられた資金は第三十二条第三項において準用する第十四条の規定により貸し付けられた資金と、四十歳以上の配偶者のない女子であつて民法第八百七十七条の規定により現に児童を扶養していないもの(寡婦を除く。)に貸し付けられた資金は前条第一項の規定により貸し付けられた資金とみなす。

3 (略)

下同じ。)において、四十歳以上の配偶者のない女子であつて民法第八百七十七条の規定により現に児童を扶養していないもの及び第十九条の二第三項に定める母子福祉団体に貸付金の貸付けを行うために設けられた特別会計に係る権利及び義務は、母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律(平成五年法律第四十八号)による改正前の同条第五項において準用する同法による改正前の第十三条第一項の規定により各道府県が設ける特別会計がそれぞれ承継するものとする。

2 昭和五十七年四月一日前に前項の特別会計の歳出として貸し付けられた資金のうち、寡婦に貸し付けられた資金は第十九条の二第一項において準用する第十条第一項及び第三項の規定により貸し付けられた資金と、母子福祉団体に貸し付けられた資金は第十九条の二第三項において準用する第十一条の規定により貸し付けられた資金と、四十歳以上の配偶者のない女子であつて民法第八百七十七条の規定により現に児童を扶養していないもの(寡婦を除く。)に貸し付けられた資金は前条第一項の規定により貸し付けられた資金とみなす。

3 (略)

児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百二十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（児童扶養手当の趣旨）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 児童扶養手当の支給を受けた母は、自ら進んでその自立を図り、家庭の生活の安定と向上に努めなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（認定）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。</p> <p>（支給期間及び支払期月）</p> <p>第七条 手当の支給は、支給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月（第十三条の二第一項において「支給開始月」という。）から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属</p>	<p>（児童扶養手当の趣旨）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（認定）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 前項の認定の請求は、手当の支給要件に該当するに至つた日から起算して五年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>3 第一項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、前項と同様とする。</p> <p>（支給期間及び支払期月）</p> <p>第七条 手当の支給は、支給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。</p>

する月で終わる。

2・3 (略)

(支給の制限)

第九条 手当は、支給資格者(第四条第一項第二号又は第四号に該当し、かつ、母がない児童その他政令で定める児童の養育者を除く。以下この項において同じ。)の前年の所得が、その者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該支給資格者の扶養親族等でない児童で当該支給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

2 支給資格者(母に限る。以下この項において同じ。)の監護する

児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、政令で定めるところにより、支給資格者が当該費用の支払を受けたものとみなして、前項の所得の額を計算するものとする。

第九条の二 手当は、支給資格者(前条第一項に規定する養育者に限る。以下この条において同じ。)の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該支給資格者の扶養親族等でない児童で当該支給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌

2・3 (略)

(支給の制限)

第九条 手当は、支給資格者(第四条第一項第二号又は第四号に該当し、かつ、母がない児童その他政令で定める児童の養育者を除く。以下この条において同じ。)の前年の所得が、その者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに当該支給資格者の扶養親族等でない児童で当該支給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。

第九条の二 手当は、支給資格者(前条に規定する養育者に限る。以下この条において同じ。)の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該支給資格者の扶養親族等でない児童で当該支給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七

年の七月までは、支給しない。

第十二条 (略)

2 (略)

- 一 当該被災者(第九条第一項に規定する養育者を除く。以下この号において同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第九条第一項に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者に支給された手当
- 二 当該被災者(第九条第一項に規定する養育者に限る。以下この号において同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第九条の二に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者に支給された手当
- 三 (略)

第十三条の二 受給資格者(母に限る。以下この条において同じ。)

に対する手当は、支給開始月の初日から起算して五年又は手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日から起算して七年を経過したとき(第六条第一項の規定による認定の請求をした日にお

月までは、支給しない。

第十二条 (略)

2 (略)

- 一 当該被災者(第九条に規定する養育者を除く。以下この号において同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第九条に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者に支給された手当
- 二 当該被災者(第九条に規定する養育者に限る。以下この号において同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第九条の二に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者に支給された手当
- 三 (略)

いて三歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が三歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して五年を経過したとき（は、政令で定めるところにより、その一部を支給しない。ただし、当該支給しない額は、その経過した日の属する月の翌月に当該受給資格者に支払うべき手当の額の二分の一に相当する額を超えない。）

2 受給資格者が、前項に規定する期間を経過した後において、身体上の障害がある場合その他の政令で定める事由に該当する場合には、当該受給資格者については、厚生労働省令で定めるところにより、その該当している期間は、同項の規定を適用しない。

第十四条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を支給しないことができる。

一～三 (略)

四 受給資格者（母に限る。）が、正当な理由がなくて、求職活動その他厚生労働省令で定める自立を図るための活動をしなかつたとき。

五 受給資格者が、第六条第一項の規定による認定の請求又は第二十八条第一項の規定による届出に関し、虚偽の申請又は届出をしたとき。

(相談及び情報提供等)

第二十八条の二 都道府県知事等は、第六条第一項の規定による認定

第十四条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を支給しないことができる。

一～三 (略)

の請求又は前条第一項の規定による届出をした者に対し、相談に
応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(調査)

第二十九条 都道府県知事等は、必要があると認めるときは、受給資
格者に対して、受給資格の有無及び手当の額の決定のために必要な
事項に関する書類(当該児童の父が支払った当該児童の養育に必要
な費用に関するものを含む。)その他の物件を提出すべきことを命
じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者、当該児童
その他の関係人に質問させることができる。

2・3 (略)

(調査)

第二十九条 都道府県知事等は、必要があると認めるときは、受給資
格者に対して、受給資格の有無及び手当の額の決定のために必要な
事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該
職員をしてこれらの事項に関し受給資格者、当該児童その他の関係
人に質問させることができる。

2・3 (略)

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第六條の二（略）</p> <p>（略）</p> <p>この法律で、子育て短期支援事業とは、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、厚生労働省令で定めるところにより、児童養護施設その他の厚生労働省令で定める施設に入所させ、その者につき必要な保護を行う事業をいう。</p> <p>第三十四條の八 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、子育て短期支援事業を行うことができる。</p> <p>第五十一條 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。</p> <p>一（四）略</p> <p>五 子育て短期支援事業の実施に要する費用</p> <p>六（略）</p> <p>七（略）</p> <p>第五十二條 国庫は、第五十條第九号及び前条第六号の費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一（第五十條第九号及び前条第六号の費用中、母子生活支援施設、保育所、知的障害児通</p>	<p>第六條の二（略）</p> <p>（略）</p> <p>第五十一條 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。</p> <p>一（四）略</p> <p>五（略）</p> <p>六（略）</p> <p>第五十二條 国庫は、第五十條第九号及び前条第五号の費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一（第五十條第九号及び前条第五号の費用中、母子生活支援施設、保育所、知的障害児通</p>

園施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設の設備については、二分の一ないし三分の一を負担する。ただし、第五十条第九号及び前条第六号の費用中、児童厚生施設及び児童家庭支援センターの設備に関するものについては、この限りではない。

第五十三条 国庫は、前条に規定するもののほか、第五十条（第一号から第三号までを除く。）及び第五十一条（第一号の二、第二号、第五号及び第七号を除く。）に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第五十三条の二 国庫は、第五十一条第一号の二の費用（児童デイサービスに係る費用を除く。）及び同条第二号の費用（児童デイサービス及び第二十一条の二十五第二項の措置に係る費用を除く。）並びに第五十一条第五号の費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一以内を補助することができる。

第五十四条 都道府県は、第五十一条第六号の費用に対して、政令の定めるところにより、その四分の一（母子生活支援施設、保育所、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設の設備については、三分の一ないし四分の一）を負担しなければならない。ただし、児童厚生施設及び児童家庭支援センターの設備に関するものについては、この限りでない。

園施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設の設備については、二分の一ないし三分の一を負担する。ただし、第五十条第九号及び前条第五号の費用中、児童厚生施設及び児童家庭支援センターの設備に関するものについては、この限りではない。

第五十三条 国庫は、前条に規定するもののほか、第五十条（第一号から第三号までを除く。）及び第五十一条（第一号の二、第二号及び第六号を除く。）に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第五十三条の二 国庫は、第五十一条第一号の二の費用（児童デイサービスに係る費用を除く。）及び同条第二号の費用（児童デイサービス及び第二十一条の二十五第二項の措置に係る費用を除く。）に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一以内を補助することができる。

第五十四条 都道府県は、第五十一条第五号の費用に対して、政令の定めるところにより、その四分の一（母子生活支援施設、保育所、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設の設備については、三分の一ないし四分の一）を負担しなければならない。ただし、児童厚生施設及び児童家庭支援センターの設備に関するものについては、この限りでない。

<p>第五十五条の二 都道府県は、第五十一条第一号の二の費用（児童デイサービスに係るものを除く。）及び同条第二号の費用（児童デイサービス及び第二十一条の二十五第二項の措置に係る費用を除く。）並びに第五十一条第五号の費用に対しては、政令の定めるところにより、その四分の一以内を補助することができる。</p>	<p>第五十五条の二 都道府県は、第五十一条第一号の二の費用（児童デイサービスに係るものを除く。）及び同条第二号の費用（児童デイサービス及び第二十一条の二十五第二項の措置に係る費用を除く。）に対しては、政令の定めるところにより、その四分の一以内を補助することができる。</p>
--	--

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 児童福祉法に規定する児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業又は子育て短期支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p> <p>三 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）に規定する母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子福祉施設を経営する事業</p> <p>四十三（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 児童福祉法に規定する児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業又は放課後児童健全育成事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p> <p>三 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）に規定する母子家庭居宅介護等事業又は寡婦居宅介護等事業、同法に規定する母子福祉施設を経営する事業及び父子家庭居宅介護等事業（現に児童を扶養している配偶者のない男子がその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じた場合に、その者につきその者の居宅において乳幼児の保育、食事の世話その他日常生活上の便宜を供与する事業であつて、母子家庭居宅介護等事業その他これに類する事業を経営する者が行うものをいう。）</p> <p>四十三（略）</p>

4
(略)

4
(略)

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例）</p> <p>第二十条 特定地方公共団体である都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下この条において同じ。）に対し、国が母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）によつて貸し付ける金額は、激甚災害を受けた会計年度（以下この条において「被災年度」という。）及びその翌年度に限り、同法第三十七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定によつて貸し付けるものとされる金額と、当該都道府県が当該災害による被害を受けた者（以下この条において「被災者」という。）に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額との合計額に相当する金額とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の規定により都道府県が特別会計に繰り入れなければならない金額については、母子及び寡婦福祉法第三十七条第一項の規定は、適用しない。</p> <p>4 第一項の都道府県であつて第二項の規定により特別会計への繰入れを行ったものについての母子及び寡婦福祉法第三十七条第二項及び第六項の規定の適用については、同条第二項第二号及び第六項第二号中「福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額」とあるのは、「福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第</p>	<p>（母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例）</p> <p>第二十条 特定地方公共団体である都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下この条において同じ。）に対し、国が母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）によつて貸し付ける金額は、激甚災害を受けた会計年度（以下この条において「被災年度」という。）及びその翌年度に限り、同法第十九条の六第一項の規定にかかわらず、同項の規定によつて貸し付けるものとされる金額と、当該都道府県が当該災害による被害を受けた者（以下この条において「被災者」という。）に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額との合計額に相当する金額とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の規定により都道府県が特別会計に繰り入れなければならない金額については、母子及び寡婦福祉法第十九条の六第一項の規定は、適用しない。</p> <p>4 第一項の都道府県であつて第二項の規定により特別会計への繰入れを行ったものについての母子及び寡婦福祉法第十九条の六第二項及び第六項の規定の適用については、同条第二項第二号及び第六項第二号中「福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額」とあるのは、「福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律</p>

二十条第二項の規定により特別会計に繰り入れた金額を含む。」とする。

5 第一項の都道府県であつて第二項の規定により国への償還を行つたものについての母子及び寡婦福祉法第三十六条第二項並びに第三十七条第二項、第四項及び第六項の規定の適用については、同法第三十六条第二項中、「同条第二項及び第四項」とあるのは、「同条第二項及び第四項並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚災害法」という。）第二十条第二項」と、「同条第五項」とあるのは、「次条第五項」と、同法第三十七条第二項第一号中、「この項及び第四項」とあるのは、「この項及び第四項並びに激甚災害法第二十条第二項」と、同条第四項中、「第二項」とあるのは、「第二項及び激甚災害法第二十条第二項」と、同条第六項第一号中、「第二項及び第四項」とあるのは、「第二項及び第四項並びに激甚災害法第二十条第二項」とする。

第二十条第二項の規定により特別会計に繰り入れた金額を含む。」とする。

5 第一項の都道府県であつて第二項の規定により国への償還を行つたものについての母子及び寡婦福祉法第十九条の五第二項並びに第十九条の六第二項、第四項及び第六項の規定の適用については、同法第十九条の五第二項中、「同条第二項及び第四項」とあるのは、「同条第二項及び第四項並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚災害法」という。）第二十条第二項」と、「同条第五項」とあるのは、「次条第五項」と、同法第十九条の六第二項第一号中、「この項及び第四項」とあるのは、「この項及び第四項並びに激甚災害法第二十条第二項」と、同条第四項中、「第二項」とあるのは、「第二項及び激甚災害法第二十条第二項」と、同条第六項第一号中、「第二項及び第四項」とあるのは、「第二項及び第四項並びに激甚災害法第二十条第二項」とする。